

## ホームヘルパー等資格取得に対する補助金規程

施行日：平成27年 2月16日

最終改正日：平成30年 5月 1日

### (目的)

第1条 一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）は、中小企業における介護技術の資格取得を促進し、福利厚生を増進に資するため、中小企業に従事する者が「介護職員初任者研修、介護福祉士養成のための実務者研修及び介護福祉士資格」（以下「当資格」という。）を取得したときに要した費用の一部を補助する制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、この規程において具体的な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、加入者サービス規約に定める会員の加入者とする。

### (補助対象となる資格)

第3条 この補助金は、次のいずれかに該当する資格を取得した場合を対象とする。

(1) 介護職員初任者研修及び介護福祉士養成のための実務者研修は、厚生労働省が定める実施要綱に沿って行政機関や学校法人、民間企業など養成機関が実施している研修（介護職員初任者研修、介護福祉士養成のための実務者研修）を修了し、資格取得した場合。

(2) 介護福祉士は、国家試験の合格等、介護福祉士資格を取得した場合。

2 前項各号の資格は、加入者が加入日（「会員証兼保険証券」に記載の被保険者（加入者）の加入日の年月日）の翌日以後に当資格取得のための受講を開始（養成施設への入学を含む）し、又は受験し、資格取得した場合を対象とする。

### (補助金額)

第4条 この補助金の補助金額は、別表1に定めるとおりとする。

### (補助金申請手続)

第5条 申請者は、当資格を取得した加入者の属する当法人会員とする。

2 補助金の申請にあたっては、当法人所定の申請書のほか、別表2に掲げる書類のうち当法人が求めるものを提出しなければならない。

(補助金の申請期限)

第6条 補助金の申請は、当資格取得日(養成機関にて研修を修了・卒業した日、又は合格通知日をいう)の翌日から起算して180日以内に行わないときは、その権利を失うものとする。

(申請の限度)

第7条 この補助金は、同一加入者について、介護職員初任者研修、介護福祉士養成のための実務者研修及び介護福祉士の各資格取得に対し1回に限るものとする。

(補助金の審査決定及び支払)

第8条 当法人は、第5条第2項に定める申請手続書類に基づいて審査を行う。

2 審査の結果、補助金を支払う決定をした場合は、書面をもって申請者にその旨を通知する。

3 補助金の振込先は、申請者名義の当法人会費振替口座とする。ただし、会員である個人事業主が死亡したときは、保険契約における死亡保険金受取人の口座に振込むものとする。

4 補助金は、資格取得のための受講、受験等が開始された日に対応する当月会費から、資格取得日に対応する当月会費までの連続振替が確認された後に支払うものとする。

5 補助金を支払わない決定をした場合は、申請者にその旨を連絡する。ただし、申請者から書面を求められた場合には、書面にて通知する。

6 申請の際に、第5条第2項に定める申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者とその申請の当法人受付日の翌日から起算して180日以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、その申請の権利を失うものとする。

(補助金を支払わない場合)

第9条 当法人は、次のいずれかに該当する場合は、補助金を支払わない。

(1) この規程に定める支払条件等を満たさないとき

(2) 申請手続書類に不備・不明な点があり、当法人の対応要請に正当な理由なく協力しないとき

(3) 当法人が、申請内容に疑義があり補助金の支払が不適切と判断したとき

(4) 会員資格喪失年月日の翌日以後の資格取得であるとき

(5) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」及び「補助金をお支払いできない主な場合」に該当するとき

(補助金の返還請求)

第10条 当法人は、すでに補助金を支払っていた場合において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、補助金の返還を請求できるものとする。

(1) 補助金の申請に不正の事実が認められたとき

(2) 会員資格喪失年月日の翌日以後の資格取得が判明したとき

(3) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」に該当する行為により、利用資格が取り消されたとき

(その他の事項)

第11条 この補助金は、当法人がその年度において計上した予算額の範囲内で実施するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が決議する。ただし、別表の変更は、業務執行理事との協議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に資格取得のための受講を開始（養成施設への入学を含む）しあるいは受験したものについては、「ホームヘルパー等資格取得補助金制度要綱」の規定による。

附 則

- 1 この規定の改正は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

別表 1

[補助金額] (第 4 条)

補助金額
加入者 1 名につき 1 資格取得 5,000 円まで

備考 1 同一加入者に対する補助は、1 資格取得（介護職員初任者研修、介護福祉士養成のための実務者研修）に対し 1 回とする。

2 資格取得者本人、又は会員の負担額が補助金額未満の場合は、その負担額を上限とする。

別表 2

[補助金申請手続に必要な書類] (第 5 条第 2 項)

提出書類	内容
(1) 補助金申請書	当法人所定のもの
(2) 資格取得者本人又は申請者宛の領収書の写し	当資格取得者名、受講あるいは受験費用金額、受講期間あるいは受験日、領収書発行者名が記入されており、かつ介護職員初任者研修受講代金、介護福祉士養成のための実務者研修受講代金、又は介護福祉士受験費用等と記載されたものに限る
(3) 資格取得を証明する書類の写し	修了証、又は合格通知書など

備考 1 当法人が認める理由により、(2) の書類が発行されない場合は、当法人が同書類の代替書類として認める書類を添付しなければならない。

2 上記の書類のほか、別途必要な書類がある場合には、提出を求めることがある。